

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

本学は、「大学の理念」に基づき「神戸薬科大学学則第1条」に「本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高い教養と専門的能力を培うことによって、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身につけた薬剤師並びに教育・研究者を育成すること、さらに、医療と薬事衛生の向上に貢献することを目的とする」と規定している（資料 3-1）。この目的を達成するために、本学教員には、薬学及びそれに関連する高度な専門的知識を有し、教育者として、また研究者として、講義、実習、研究室での卒業研究指導などを十分に行うことができる人物を求めている。教員組織の編成については、「神戸薬科大学職制」（資料 3-2）によって組織機構、職階ごとの職務及び任免等に関する方針が定められ、「神戸薬科大学教育職員選考基準」によって職階別の必要要件が定められている。これらの規程の適切性については、学長の指示のもと、教授会において検証されている（資料 3-3）。

<2>薬学部

大学教員に求められる資格は、「学校教育法第 92 条」及び「大学設置基準第 14 条から第 17 条」に教授、准教授、講師、助教及び助手について規定されている。本学の教員は、「大学の理念」を実現でき、かつ「学校教育法」及び「大学設置基準」に規定されている資格を有し、「神戸薬科大学教育職員選考基準」（資料 3-4）を充たす必要があり、以下のように定めている。

- 1) 学部及び大学院の教育、研究に従事する教員は、①教育・研究歴、②研究業績、③教育活動・業績、④教育・研究能力、⑤学内外での活動状況、⑥科学研究費や助成金の取得状況、に加えて人物、熱意等を総合評価して、本学の教授、准教授、講師、助教としてふさわしいと認められる者、と規定している。なお、研究業績については、報文数の総数及び最近 5 年間の数について、教授、准教授、講師、助教の職階別に規定している。
- 2) 薬学臨床教育センター教員（臨床系教員）については、博士の学位又はそれに準ずる専門薬剤師等の認定資格、大学（学部）卒業後の年数、薬剤師としての実務経験年数、研究業績、専門分野での活動状況、教育・実習指導能力、人物、熱意等を総合評価して、本学の教授、准教授、講師、助教としてふさわしいと認められる者、と規定している。
- 3) 教養教育担当及び情報支援室、エクステンションセンターの教授、准教授、講師、助教については、教育・研究歴、研究業績、教育活動・業績、教育・研究能力、学内外での活動状況、人物、熱意等を総合評価して、本学の教授、准教授、講師、助教としてふさわしいと認められる者、と規定している。
- 4) 薬学基礎教育センター所属教員としては、教育歴、教育指導力、教育活動、熱意、学内外での委員会活動状況、人物等を総合的に評価して、本学の教授、准教授、講師、助教としてふさわしいと認められる者、と規定している。

また、助手については、6年制学部卒業者、又は大学院修士課程以上の学歴を有する者で、将来薬学教育及び研究に有能と認められる者、と規定している。

教授の選考については、前述の選考基準に加えて「教授選考内規」が定められており、この内規に基づき選考を行っている（資料 3-5）。

6年制薬学教育は、薬と健康をキーワードに「医薬品を創る」、「健康と環境」、「薬と臨床」、「薬と健康」、「薬と疾病」、「ヒト生命のメカニズム」、「ヒューマン&コミュニケーション」に大きく分類されている。本学の教員組織は、上記の教育内容を担う薬学専門系 16 研究室（定員各 3 名）、教養系 5 研究室及び新設した医療統計学研究室（定員各 1 名）に加えて、以下の教育研究支援組織から構成されている（資料 3-6、3-7 p.9～11）。

薬学 6 年制教育においては、臨床に係る実践的臨床能力を培うことが重視されており、臨床系教員が所属する薬学臨床教育センターの充実に努めてきた。薬学臨床教育センターには、現在、専任教員 10 名及び助手 1 名が配置され、高学年の実務教育に取り組んでいる。また、留年生を中心に、主に低学年の基礎学力の向上を目的として薬学基礎教育センターが設置され、専任教員 2 名が配置されている。

本学の大きな特長である卒後教育を担う組織として、エクステンションセンターが設置されており、教授 1 名がエクステンション事業委員会委員長として配置されている。また、研究室、センター以外に、中央分析室、アイソトープ実験施設、情報支援室、動物実験施設が設置されており、施設の運営を通じて教育・研究を支援している。動物実験施設を除き、これらの組織にも専任教員が配置されている。

<3>薬学研究科

大学院薬学研究科は、修士課程薬科学専攻（2 年制）と博士課程薬学専攻（4 年制）で構成されている。本学大学院で教育・研究の任にあたる教員は、教授、准教授、講師及び助教からなると「神戸薬科大学大学院学則第 7 条」に定めている。また、各領域の専門的な講義を行うために、必要に応じて非常勤講師を採用している。

本学においては、すべての大学院教員が学部教員を兼ねることから、大学院教員に求められる教員像及び編成方針について学部と大きく異なるものではない。しかし、研究指導という観点から、大学院教員の資格については、「研究指導教員及び研究指導補助教員の資格認定に関する申合せ事項」によって、必要とされる研究経験年数、学位及び研究業績が規定されている（資料 3-8）。学部教員の採用にあたっては、大学院での研究指導教員、研究指導補助教員の資格を満たすことも考慮している。

大学院の運営のために大学院教授会が組織され、各講座の教授（学位授与に関しては准教授以上）が構成員となっており、大学院の規程に関する事項、教育・研究や学生の指導に関する事項、学位の授与に関する事項は、この大学院教授会によって審議される（資料 3-9）。

（2）学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1>大学全体

学部・大学院教員人事に関しては、教育研究組織を統督する学長が、教育目標を実現できる教員組織となるよう勘案した上で教授会に発議し、人事選考委員会で審議される。教員組

織の適切性については、教授会において検証されている。学部・研究科の詳細は以下に示すが、いずれも設置基準に則った教員構成で教育にあたっている。

<2>薬学部

6年制教育においては、薬学専門教育の充実はもとより、薬剤師としての幅広い教養、ヒューマニズム教育の充実、医療倫理や医療人としての使命感と態度、医療現場での実践的能力の養成が強く求められるようになった。そこで本学では、2006（平成18）年10月に薬学基礎教育センターを、2007（平成19）年4月に医師資格を持つ教授を採用して医療薬学研究室を開設した。また、同年9月には臨床系教員の拠点となる薬学臨床教育センターを開設、2014（平成26）年4月に医療統計学研究室を開設して、それぞれ教員を配置し、カリキュラム・ポリシー（資料3-10 巻頭頁）に従った6年制の薬学教育を実施するのにふさわしい教育組織となるよう体制整備を行った。また、本学では、カリキュラム・ポリシーに掲げているように、英語教育にも力を入れており、2012（平成24）年には、医療英語を専門とする新たな教員（准教授）を採用し、英語教育の充実に努めている（資料3-11）。2015（平成27）年度から始まる新モデル・コアカリキュラムに従った教育では、臨床心理学を担当する教員が必要となるため、講師1名を同年4月より採用することを決めている。

教員組織については、資料3-6で示したとおりである。本学は、入学定員270名、収容定員1,620名で、大学設置基準上必要な教員数は、専任教員58名、そのうち教授30名、薬剤師として規定年数以上の実務経験を有する専任教員（臨床系教員）7名である。現状は、2014（平成26）年5月1日現在、専任教員71名のうち教授28名、薬剤師として実務経験を有する専任教員（臨床系教員）11名で、教授が2名不足している。さらに、同年6月に教授1名が逝去し、不足数は3名となった。なお、2015（平成27）年3月末で2名退職、このうち1名を引き続き、特別教授として採用するとともに、同年4月1日付で1名採用予定である。教授数の充足については、2015（平成27）年度事業計画（案）において、速やかに達成する必要がある重要項目に挙げて取り組む予定である（資料3-11）。

現在、1名の教授を選考中、1名の教授を公募中で、3名の教授の公募を決定し、更に1名の教授を公募する予定となっている。そのため、これらの教授が採用されれば大学設置基準を満たす教授数となる。

また、かつて4名体制であった1研究室の定員を3名体制（教授、准教授、講師、助教及び助手のいずれかから構成されている）とし、4名体制の研究室では教員が定年退職以降も補充しないという方針もあり、専任教員1名あたりの学生数（収容定員）は22.8名とやや多い状況にある。6年制に伴う学生数の増加等で業務が増えていることもあり、教員の負担増の一因となっている。

教員の年齢構成は、教授は66歳が1名（3.6%）、65～61歳が14名（50.0%）、60～56歳が4名（14.3%）、55～51歳が6名（21.4%）、50～46歳が1名（3.6%）、45～41歳が2名（7.1%）で教授の平均年齢は58.1歳で、61歳以上が53.6%を占め教授の高年齢化が認められる。准教授では、65～61歳が1名（7.2%）、60～56歳が2名（14.3%）、55～51歳が3名（21.4%）、50～46歳が2名（14.3%）、45～41歳が3名（21.4%）、40～36歳が3名（21.4%）で、平均年齢は48.6歳である。講師では、55～51歳が2名（9.5%）、50～46歳が4名（19.0%）、45

～41歳が7名(33.4%)、40～36歳が6名(28.6%)、35～31歳が2名(9.5%)で、平均年齢は42.7歳である。助教では、40～36歳が4名(50.0%)、35～31歳が4名(50.0%)で、平均年齢は35.6歳である。学部の年齢構成としては、良好であると考えられる。

女性教員の割合は、女性教授が5名(18.5%)、准教授7名(50.0%)、講師12名(54.5%)、助教4名(50.0%)で、教授を除くすべての職位で女性の割合が高く、専任教員全体では28名(39.4%)を占め、女性教員の割合が高い大学である。

<3>薬学研究科

大学院の授業科目、担当教員については、大学院教授会において討論、決議され、必要に応じて見直しが行われている。

創薬・育薬研究を主に担当する講座として、薬化学講座(教授1、講師2)、生薬化学講座(准教授1、講師1)、薬品化学講座(教授1、准教授1)、生命有機化学講座(教授1、准教授1、講師2)、薬品物理化学講座(教授1、講師3)、機能性分子化学講座(教授1、講師1、助教1)、生命分析化学講座(教授1、助教1)、衛生化学講座(教授1、准教授3)、生化学講座(教授1、講師2)、微生物化学講座(教授1、助教1)の10講座を配置し、大学院担当教員29名(研究指導教員15名、研究指導補助教員14名)が担当する。また、臨床薬学などの医療薬学的研究を主に担当する講座として、病態生化学講座(教授1、講師2)、薬剤学講座(教授1、講師2、助教1)、薬理学講座(教授1、准教授1、講師1)、製剤学講座(教授1、准教授1)、臨床薬学講座(教授1、准教授1、講師1)、医療薬学講座(教授1、准教授1)の6講座を配置し、大学院担当教員17名(研究指導教員10名、研究指導補助教員7名)が担当する。大学院設置基準で求められている研究指導教員及び研究指導補助教員は、各講座研究室に2～4名在籍しており、大学院設置基準に規定している研究指導に必要な教員数は充足している。

分野により、学外に特に適切な専門家がいない場合(修士課程における「臨床医学各論」、博士課程における「薬学研究基盤形成教育」のレギュラトリーサイエンス等)には、大学院教授会の議決により非常勤講師として講義を依頼している。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1>大学全体

本学では、役職が上がることを昇任としており、教育職員(教授、准教授、講師、助教、助手)の採用及び昇任人事は「神戸薬科大学職制」、「神戸薬科大学教育職員選考基準」及び「教授選考内規」に基づいて行われている。教員の採用、昇任に関する決定はすべて明文化された規程類に従って、教授会の審議を経て行われており、適切性は常に検証されている(資料3-3)。

<2>薬学部

教授選考は、学長の指揮のもと、教授のみで構成する教授選考委員会で行われる。教授選考においては、その重要性から候補者による模擬授業及び教育・研究に関する講演を義務付け、判断基準の一つとしている。教授選考委員会での投票により可決された場合には、教授

会（教授、准教授、講師で構成）で投票により承認を得る。まず学内で適任者の推薦、公募が行われ、推薦者、応募者がいない場合あるいは応募者の採用が否決された場合には、一般公募に移行する。一般公募の際には、学長及び教授の中から選出された 5 名を加えた教授候補者人選委員会を設置し、同委員会で複数の教授候補者を選出し、これを教授のみで構成される人事選考委員会に推薦する。人事選考委員会での投票により可決された場合には、教授会（教授、准教授、講師で構成）での投票により承認を得る。1998（平成 10）年から学内に適任者がいない場合は、一般公募により広く優秀な人材を公募し、採用を行っている。2014（平成 26）年 4 月までの間に公募により採用した教授は、10 名となった。

准教授への昇任及び採用人事については、当該研究室等の教授の推薦により准教授以上の職階からなる人事選考委員会に提案される。人事選考委員会での投票により可決された場合には、教授会（教授、准教授、講師で構成）で投票により承認を得る。講師、助教、助手の採用及び昇任人事についても、当該研究室等の教授の推薦により教授、准教授、講師全員を構成員とする人事選考委員会で審議する。投票の結果、可決された場合には、更に教授会の承認を得る。

教員採用にあたっては、「神戸薬科大学教育職員選考基準」（資料 3-4）及び「教授選考内規」（資料 3-5）を基本に手続きを進めるが、同時に「大学院設置基準第 9 条」に規定されている大学院の教員として求められる資格を念頭に置きながら採用を行っている。

教員の任免に関しては、教授、准教授の任免は、教授会の意見を聴き、学長の申請に基づいて理事長が行い、講師、助教、助手の任免は、教授会の意見を聴き、学長が行い理事長に報告することが「神戸薬科大学職制」に規定され、厳格な選考基準と各規程に基づき実施されている（資料 3-2）。非常勤講師、客員教授の採用も教授会において議決される。

<3>薬学研究科

学部教員が「研究指導教員及び研究指導補助教員の資格認定に関する申合せ事項」（資料 3-8）に基づく研究指導教員、研究指導補助教員の資格を満たした場合には、大学院教授会において資格認定の議決が行われ、所属する講座が決定される。また、大学院教員が学部教員として昇任した場合には、大学院においても昇任が議決される。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1>大学全体

学長、副学長、大学院主幹、教務部長より構成される FD 委員会が、教員の資質向上に関わる検討を恒常的に行い、ワークショップや講演会を実施している（資料 3-12）。

<2>薬学部

本学の教員の研究活動については、1970（昭和 45）年から神戸薬科大学広報誌『ききょう通信』（資料 3-13）において、また、2007（平成 19）年からは本学ホームページにおいて、教員の原著論文、学会プロシーディングス、特許、著書、総説、学会発表、講演などを公表している。教員の採用及び昇任人事においては、研究実績評価の客観的基準として原著論文数を用いている（資料 3-14、3-15）。

最近3年間の原著論文数及び英文の総説数に応じて、2013（平成25）年度から基本研究費に加えて研究業績による研究費（最高230万円）が所属研究室へ配分されている。また、2009（平成21）年度から、科研費等の申請数により研究費の追加配分（1研究室最大60万円）を行い、研究活動の促進を図っている。一方、学会賞、奨励賞、優秀学会発表賞などを受賞した者については、ホームページ及び大学広報誌『ききょう通信』で氏名、研究題目、学会名を公表すると同時に、大学からお祝金を授与して、その功績を讃えている。

教育業績の評価は研究業績のように数値化して評価することは困難である。しかし、最近の学生の学力低下、6年制カリキュラムにおける専門教育科目の増加及び少人数によるPBL（Problem-based Learning）のような新しい教育法への対応など、これまで以上に教育の充実が求められている。1991（平成3）年から学生による授業評価を導入し、それに基づく講義及び実習効果の向上を目指した改善を図るとともに、2005（平成17）年よりベストティーチャー賞を設け、学生による授業評価に基づき教員の顕彰を行い、教員の教育活動への取り組みを促進している。

なお、FD活動については、「大学教育」に関する講演会の開催及び「薬学教育者ワークショップ」（資料3-16）への参加により、教員の教育に対する意識の向上が認められる。さらに、FD活動をより積極的に行うために、2008（平成20）年4月の関西地区FD連絡協議会創立総会に参加、同協議会に加入し、協議会開催のFDに参加しながら今日に至っている。特に、2013（平成25）年には、関西地区FD連絡協議会と共催で「授業の基本」ワークショップを公開で行った。そして、2014（平成26）年8月には「授業の基本」と「成績評価をどうすべきか－ループリックの基本」のテーマでワークショップを本学にて2日間公開で開催した（資料3-17）。更に2013（平成25）年から、新しく採用された教員に「関西地区FD連絡協議会共催の初任者プログラム」への参加を義務づけ、2014（平成26）年より実施している。FDについては、従来、自己点検・評価委員会が実施していたが、自己点検・評価委員会で検討の結果、授業評価アンケートの計画・実施・分析・改善等教育内容の改善と向上に関するものは、自己点検・評価委員会から切り離れた委員会で検討することとし、2012（平成24）年7月にFD委員会を新設し、FD活動を進めている（資料3-18）。

FD委員会では、2014（平成26）年度に、授業に対する学生の要望を早期の改善に結びつけ、後半の授業に反映させることを目的に、科目進行の中間時期に「中間アンケート」を実施した。（資料3-19）アンケートの結果による実際の改善内容や、学生へのフィードバック実施の有無についても報告させており、授業改善への効果が期待される。

<3>薬学研究科

本学では、各教員は毎年研究業績（論文、著作、学会発表、講演など）を報告することが求められており、この結果は大学のホームページに公開されている（資料3-15）。また、研究室に配分される年度ごとの研究費にも論文の発表数に応じた加算があり、併せて教員が研究活動に注力し、研究成果を報告するインセンティブとなっている。

大学院教員は学部教員を兼ねるため、大学院教員のFDについても大学のFD委員会が担当している。2008（平成20）年度に大学基準協会の大学評価の受審後の助言で「薬学研究科では、組織的なFD活動が行われていないので、改善が必要である。」との指摘を受けた。その

ため、大学院主幹が FD 委員会委員となって、大学院教員にふさわしい FD について検討を行うとともに、大学院が主体となる FD 研修会をこれまでに 3 回実施している（資料 3-12）。

2. 点検・評価

●基準 3 の充足状況

<1>大学全体

大学として求められる教員像及び教員組織の編成方針を学則等において定めるとともに、それに従って教員組織を編成し、規程に従って教員の募集・採用・昇任は適切に行われている。また、FD 委員会を中心とする活動によって、教員の資質向上も図られており、これらの点においては、おおむね同基準を満たしている。

<2>薬学部

学部の専任教員総数は 71 名であり、大学設置基準で求められる 58 名より十分多いことから基準を満たしている。しかし、2015（平成 27）年 1 月現在、教授の総数は、2014（平成 26）年 5 月 1 日の時点より、更に 1 名減少し 27 名であり、大学設置基準で求められる人数 30 名に 3 名不足している。前述したように、教授の充足については、2015（平成 27）年度事業計画において、教育環境整備の筆頭項目に挙げて取り組んでいる（資料 3-11）。1 名の教授を選考中、1 名の教授を公募中で、3 名の教授の公募を決定し、更に 1 名の教授の公募を予定しており、できるだけ速やかに教授数を充足させる予定である。

<3>薬学研究科

大学院として求められる教員像に従って教員組織を編成し、規程によって適正な採用、昇任が行われており、教育・研究指導に必要な教員数を確保している。また、大学院教員の FD については大学の FD 委員会が担当することとなり、大学院独自の FD 研修会も開催されている。このように、おおむね基準を満たしている。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

教員の採用・昇任の基準、方法、手続き等は、各種の規程により定められており、教授会、大学院教授会により決定するというプロセスはうまく機能している。

教員の資質向上を目指して、2012（平成 24）年 7 月に FD 委員会を自己点検・評価委員会から分離し、FD 活動を積極的に行っている。関西地区 FD 連絡協議会と共催で「授業の基本」ワークショップを公開で実施（資料 3-17）、また、授業改善に対する学生の意見を早期に反映させる中間アンケートの実施など（資料 3-19）、教育効果の改善に取り組みつつある。また、自己点検・評価委員会は 2013（平成 25）年に学部学生実態・満足度調査を実施し（資料 3-20）、学生の要望事項について関係する教員及び部署への対策の実行を指示した。

<2>薬学部

カリキュラム改正時には、全教員が担当する分野の分科会に所属して検討を行っており、

各分科会、カリキュラム検討委員会、教務委員会及び教授会を通じて組織的に、また、一体感をもって授業科目や担当教員が検討されている。この仕組みにより、今後の教育・研究の推進に必要な教員組織についても教員間で共通認識の醸成を図っている。教員の任用にあたっては、6年制薬学教育が求める医療人としての使命感・倫理観と高度な薬学の知識を身につけた薬剤師及び教育・研究者を養成するために、一定の教育・研究歴、職歴及び研究業績が規定されている。現在、一般公募により広く人材を募集する採用が積極的に行われており、教授は2014（平成26）年5月時点で28名のうち10名が一般公募による採用である。准教授及び講師のそれぞれ3分の1も、外部機関からの採用となっている（資料3-21）。

<3>薬学研究科

前回の自己点検・評価時には全16講座において教授17名、准教授5名、講師19名及び助教3名とバランスが悪い状況であったが、2014（平成26）年7月現在で教授15名、准教授10名、講師17名及び助教4名と改善している（資料3-22）。

2008（平成20）年度、大学基準協会から、薬学研究科のFD活動が行われていないので改善が必要であるとの指摘を受けた。2012（平成24）年7月に、従来の自己点検・評価委員会から大学全体を対象とするFD委員会を独立させて新設し、大学院主幹がその委員となった。それ以降、薬学研究科が主体のFD研修会を毎年開催している（資料3-12）。

②改善すべき事項

<1>薬学部

大学設置基準上必要とされる教員数の内、教授の人数が不足状態である。学生に対する教育を滞りなく行うためにも、空席となっている生薬化学研究室の教授の採用を含め、早急に教授を充足する必要がある。また、2015（平成27）年度末で3名の教授が定年退職することから、今後の教員体制の整備方針を速やかに決定し、後任の人選に入る必要がある。また、専任教員1名あたりの学生数（収容定員）は、22.8名と6年制薬学教育の内容を考えると多く、教育効果を低下させるとともに教員の負担増の一因となっており、教員全体の人数も増やす必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

FD委員会は、自己点検・評価委員会から分離した後、関西地区FD連絡協議会と共催の公開FDワークショップを2年連続で開催してきた。2015（平成27）年度も新たなテーマについて公開ワークショップの開催を決めており、他大学で実施されるワークショップの情報を提供して参加を促すなど、一層の教育改善に取り組む予定である。自己点検・評価委員会の学生生活実態・満足度調査についても、調査内容の解析から、関連する教員や部署に対策の実行を指示してその効果を検証中であり、検証の結果によっては再度改善の指示を出す予定である。自己点検・評価委員会及びFD委員会が協力して、今後とも教員の資質改善、教育活動の改善につなげたい。

<2>薬学部

今後も、全教員がカリキュラム作成に参加するなかで、本学にふさわしい教員組織についての共通認識を育てていく。また、教員の任用にあたっては規定された条件を順守し、最適な教員を確保するために、一般公募による外部からの教員採用を推進する。

<3>薬学研究科

薬学研究科における教員の構成については、今後も採用時に配慮を行う。また、大学院教員の資質向上のため、大学院にふさわしいFDのあり方について、引き続きFD委員会を中心に検討を行う。

②改善すべき事項

<1>薬学部

教授選考を速やかに進め、大学設置基準に定める教授の人数を満たすことが必要である。現在1名を選考中、1名を公募中、3名の公募を決定し、欠員となっている生薬化学研究室教授の後任人事についても選考に入る予定である。また、教員全体の人数も増やし、専任教員1名あたりの学生数が20名を上回らないよう、教員組織の充実に向けた取り組みを進めている。助手は専任教員とならないことから、早期に研究成果を挙げて学位を取得し助教に昇任できるよう指導を進めていく。

4. 根拠資料

- 3-1 「神戸薬科大学学則」(既出 資料 1-2)
- 3-2 「神戸薬科大学職制」(既出 資料 2-1)
- 3-3 「神戸薬科大学教授会規程」
- 3-4 「神戸薬科大学教育職員選考基準」
- 3-5 「教授選考内規」
- 3-6 神戸薬科大学教員組織図
- 3-7 『神戸薬科大学大学案内 2014』(既出 資料 1-7)
- 3-8 「研究指導教員及び研究指導補助教員の資格認定に関する申合せ事項」
- 3-9 「神戸薬科大学大学院教授会規程」
- 3-10 『神戸薬科大学シラバス 2014』(既出 資料 1-5)
- 3-11 「平成 27 年度事業計画」(既出 資料 1-17)
- 3-12 FD・SD 活動状況一覧
- 3-13 神戸薬科大学広報誌 『ききょう通信』
- 3-14 神戸薬科大学ホームページ 神戸薬科大学専任教員の教育・研究業績(既出 資料 2-13)
(http://www.kobepharmaceutical.ac.jp/guide/docs/kyoiku_gyoseki_h27.pdf)
- 3-15 神戸薬科大学ホームページ 神戸薬科大学教職員の学術活動一覧(既出 資料 2-14)
(http://www.kobepharmaceutical.ac.jp/edrs/research_activities/pdf/2013.pdf)
- 3-16 薬学教育者ワークショップ
- 3-17 「授業の基本、成績評価」ワークショップ(神戸薬科大学)

- 3-18 「神戸薬科大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」(既出 資料 1-14)
- 3-19 神戸薬科大学ファカルティ・ディベロップメント委員会実施(平成 26 年 4 月 1 日付)
授業改善のための「中間アンケート」実施について
- 3-20 「2013(平成 25)年度神戸薬科大学学部学生実態・満足度調査」報告書
- 3-21 教授公募者一覧
- 3-22 大学院講座編成及び担当教員一覧